

労働基準関係法令違反に係る公表事案

岩手労働局

最終更新日：令和7年12月9日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有)谷地林業	岩手県久慈市	R7.3.10	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第479条	立木の伐倒作業に従事する労働者に他の労働者が退避したことを確認せず、立木を伐倒させたもの	R7.3.10送検
小川木工所	岩手県盛岡市	R7.9.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第123条	木材加工用丸のこ盤に歯の接触予防装置を設けていなかったもの	R7.9.18送検
(株)藤敬	岩手県釜石市	R7.11.7	最低賃金法第4条	労働者3名に、1か月間の定期賃金合計約32万円を支払わなかったもの	R7.11.7送検
(株)FT洋野	岩手県九戸郡洋野町	R7.11.21	最低賃金法第4条	労働者6名に、1か月間の定期賃金合計約140万円を支払わなかったもの	R7.11.21送検
(有)ふじ美苑	岩手県盛岡市	R7.11.25	最低賃金法第4条	労働者5名に、4か月間の定期賃金合計約204万円を支払わなかったもの	R7.11.25送検
(有)高農産業	岩手県八幡平市	R7.12.9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第27条	車両系建設機械について、厚生労働大臣が定める規格を具備していないものを使用したこと	R7.12.9送検